

## 「大阪府財政運営基本条例」に基づく公表（平成 25 年度当初予算）

### 1 財政リスクの点検（新規事業）

第9条 府は、新たに事業を実施しようとするときは、これに伴う財政リスク（※）の把握に努めるとともに、予算編成の過程において、当該財政リスクの内容を明らかにするものとする。

※「財政運営に著しい影響を及ぼす危険又はその危険を有する事象」（第2条）

### 2 財政リスクの点検（既存事業）

第9条第2項 府は、実施中の事業又は保有する資産に係る財政リスクに関して、財政上の損失の発生を予防するために必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。なお、財政上の損失の発生が避け難いと見込まれる場合は、その拡大を防止し、財政に与える影響を抑制するために、適当な時期において事業の実施に係る手法の変更、事業の中止その他の適切な措置を講ずるものとする。

### 3 損失補償・債務保証の点検

（損失補償等の原則禁止）

第10条 府は、府以外の者の債務に関して、債権者その他の者に対し、あらかじめ損失補償の債務を負担しないものとする。ただし、債務を負担する必要性、当該府以外の者の財務状況及び損失補償に係る事業の採算性、補償する損失の範囲、補償の限度額の妥当性、損失の確定の時期、債務を負担する場合に財政運営に与える影響その他必要な事項に関し検討を行った結果、やむを得ない理由があると認められる場合に限り、これらの事項を明らかにした上で、債務を負担することができる。

※債務保証も同様の規定（第10条第3項）

# 1 財政リスクの点検（新規事業）



# 1 財政リスクの点検(新規事業)

新規事業については、財政運営基本条例第9条第1項に基づき、予算編成過程を通じて「財政リスク」の把握に努めました。現時点において「府の財政運営に著しい影響を及ぼす危険」となる可能性は低いと考えられます。以下に、それぞれの事業についての考え方を示します。

※各事業の概要は、資料1『平成25年度当初予算案について』の「【4】主な項目」をご覧ください。

## ■財政運営基本条例 9条1項

府は、新たに事業を実施しようとするときは、これに伴う財政リスク〔→財政運営に著しい影響を及ぼす危険又はその危険を有する事象〕の把握に努めるとともに、予算編成の過程において、当該財政リスクの内容を明らかにするものとする。

| 項 目                                      | 説 明   |
|--|---|
| <b>減災・治安</b>                             |   |
| へリサイン整備の推進                               | 予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。<br>※29年度までの5か年事業  |
| 減災のまちづくり事業<br>(南海トラフ地震への備え)              | 予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。   |
| 建築物震災対策推進事業<br>(広域緊急交通路の沿道建築物に係る耐震事業)    | 予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。   |
| 地域における防犯力の向上<br>(子どもや女性を犯罪から守る防犯カメラ設置事業) | 予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。<br>※26年度までの2か年事業  |
| 臨海スポーツセンター耐震化等改修工事                       | 予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。<br>※28年度までの4か年事業(耐震化は27年度まで)                                |
| 警察犬訓練センター整備事業                            | 国費施設との合築整備。26年度に実施する予定の工事に係る府負担額(現時点での想定:54,082千円)については、25年度の設計業務を通じて精査する。                      |
| <b>セーフティネット</b>                          |   |
| 泉州救命救急センターの運営負担金                         | 予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。   |
| 大阪府市共同 住吉母子医療センター(仮称)整備事業                | 予算の範囲内で事業実施するもの。<br>今後の事業実施にあたっては、府市協議の上、毎年度の予算編成過程で精査する。                                       |
| 大阪府立成人病センター整備関連事業<br>(粒子線がん治療施設整備事業)     | 予算の範囲内で事業実施するもの。<br>今後の事業実施にあたり、府と府立病院機構の財政負担については、真に必要なものに限定したうえで、将来のリスク管理も含め、毎年度の予算編成過程で精査する。 |

| 項 目                                  | 説 明  |
|--------------------------------------|--|
| 大阪府立成人病センター整備関連事業<br>(大手前地区庁舎周辺整備事業) | 予算の範囲内で事業実施するもの。国有地の取得(予算額4億56百万円)に関しては、取得後の地価により財産価値が変動する可能性がある。  |
| 発達障がい児者への支援<br>(発達障がい児者総合支援事業ほか2事業)  | 予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。  |
| <b>産業政策</b>                          |  |
| 特区における地方税ゼロの取組み(特区税制)                | 税制の適用対象は、円滑、確実な実施が見込まれる事業計画を有すること、学識経験者により構成する事業計画認定審査会の意見を聴いた上で、当該事業計画について知事の認定を受けることが要件。その上で、実際に府税の軽減措置を受ける際には、事業計画に記載した特区関連事業の開始、設備・不動産の供用といった客観的な要件を設け、さらに各年度の実績報告認定(法人二税)や供用1年後の事業継続認定(不動産取得税)を義務付けるなど、税制優遇の効果を確保するために厳格な要件を設けている。現時点での府税軽減の影響額見込みは、90億円。 |
| 国内外に向けた特区の魅力プロモーション                  | 予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。  |
| 大阪医工プロジェクト推進事業                       | 予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。<br>※27年度までの3か年事業   |
| 大阪起業家スタートアップ事業                       | 予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。<br>※27年度までの3か年事業   |
| ものづくり設備高度化支援事業                       | 予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。<br>※27年度までの3か年事業   |
| 大阪産(もん)グローバルブランド化促進事業                | 予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。  |
| 「13食博覧会・大阪」活用事業                      | 予算の範囲内で事業実施するもの。<br>※25年度単年度事業   |
| <b>環境・エネルギー</b>                      |  |
| 大阪スマートエネルギーセンターの設立・運営                | 予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。  |
| <b>教育振興</b>                          |  |
| スクール・エンパワーメント推進事業                    | 予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。<br>※29年度までの5か年事業   |
| いじめ対策緊急総合推進事業                        | 予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。  |
| 府立高校入学者選抜に係る進路支援プロジェクト               | 予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。<br>※29年度までの5か年事業   |

| 項 目                              | 説 明  |
|----------------------------------|--|
| 授業評価・授業改善支援事業                    | 予算の範囲内で事業実施するもの。<br>※25年度単年度事業   |
| 学校経営推進費                          | 予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。  |
| 運動部活動等指導充実事業                     | 予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。<br>※26年度までの2か年事業   |
| 学校管理職の処遇改善                       | 管理職手当の額の改正(全国人事委員会連合会モデルに準拠)。年間所要見込みは、約5.1億円。  |
| <b>まちづくり・都市基盤</b>                |  |
| ランドデザイン・みどりインフラ推進費               | 予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。  |
| 新港務局の設立検討事業                      | 新港務局の設立検討のための経費で、予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。<br>なお、新港務局で行う事業、府(市)に残る事業については、今後、検討していくこととなるが、リスクについては、その段階で適切に把握し、是非を判断する必要がある。 |
| モノレール道の整備<br>(南延伸の検討)            | 検討は予算の範囲内で事業実施。今後の方針決定は、25年度の検討結果を踏まえて行う。  |
| <b>都市魅力創造</b>                    |  |
| 大阪アーツカウンシルの設置                    | 予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。  |
| 水と光とみどりのまちづくり                    | 予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。  |
| 大阪観光局の設置                         | 予算の範囲内で事業実施するものであるが、観光局の事業計画、成果目標とその検証方策、結果責任の具体的内容を明らかにした上で、事業を執行。  |
| <b>「大阪の再生」に向けた大阪府・市の戦略方針の一本化</b> |  |
| 公衆衛生研究所地方独立行政法人化の推進事業            | 予算の範囲内で実施するもの。<br>今後の事業実施にあたっては、府市協議の上、毎年度の予算編成過程で精査する。  |
| <b>地方分権改革の推進・その他</b>             |  |
| 府有株式売却検討経費                       | 大阪府が保有する株式の売却に向けて、鑑定機関による株式評価を実施するとともに、外部有識者等で構成する委員会を設置し、株式売却に係る適正、公正、透明性の確保を図る。  |

## 2 財政リスクの点検（既存事業）





## 実施中の事業又は保有する資産に係る財政リスクの把握について

### ■財政運営基本条例(第9条第2項)

府は、実施中の事業又は保有する資産に係る財政リスクに関して、財政上の損失の発生を予防するために必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

| 事業名         | 「財政構造改革プラン(H22.10)」の記載内容(抜粋)  | 平成25年度当初予算時点における点検結果   | 財政リスクへの対応  |
|-------------|---|--|--|
| まちづくり促進事業会計 | <p>○ まちづくり促進事業は、起債の発行により資金調達を行い用地取得し、その償還は貸付期間(20年間)終了後に事業用地の売却収入を充てることにより、収支が均衡する事業の仕組み。</p> <p>○ 現時点での地価は、地域整備事業会計からの移管単価を大幅に下回っているため、平成 35年度以降の用地売却時に、地価が復元していなければ、新たな府の財政負担が生じる恐れがある。</p> | <p>【取組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域整備事業会計(23年度末廃止)から一般会計へ引き継いだ土地で定期借地を行う場合は、その土地を一般会計からまちづくり促進事業会計へ現物出資を行ったうえで、まちづくり促進事業会計で定期借地契約を行う</li> <li>・従来の定期借地分については、貸付期間(20年間)終了後の確実な売却に努めていく</li> </ul> <p>【現時点での売却予定価格等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・24年度末時点で売却予定価格は、1,146億円</li> <li>・売却時までには地価が復元しないと仮定した場合に生じる損失額は、422 億円</li> </ul> | <p>⇒【財政調整基金積立目標額(H33末時点)250億円算入】</p> <p>○保有地の売却却単価差(413億円H23末時点)について、H26～33の要積立額として、250億円を算入</p> <p>※参考 H24末時点試算<br/>310億円</p> |

| 事業名            | 「財政構造改革プラン(H22.10)」の記載内容(抜粋)  | 平成25年度当初予算時点における点検結果  | 財政リスクへの対応  |
|----------------|---|---|--|
| 箕面北部丘陵整備事業特別会計 | <p>○ 箕面森町事業(事業完了は平成27年度末)については、府が造成する区域を当初の計画よりも縮小し、府費負担額は605億円以内とすることにしています。</p> <p>○ 第三区域の基盤整備工事着手については、財政再建プログラム案において、「粗造成の概成が見込まれる平成24年度末に基盤整備工事の実施について判断」することとしています。</p> | <p>(第一区域の販売)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一区域の保留地については、24年12月末現在、住宅地261区画が契約済み</li> <li>・22年10月から6社のハウスメーカー等の企業が保留地販売業務に参画し、販売体制の強化を図っているところ</li> </ul> <p>(第三区域の基盤整備工事实施の判断)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・22年6月に、第三区域への新名神高速道路の残土搬入及び粗造成について、西日本高速道路(株)と確認書を締結</li> <li>・24年度から本格的に新名神高速道路の残土搬入及び粗造成が行われている</li> <li>・基盤整備工事の実施の可否については、粗造成の概成が当初計画から2年遅れていることから、施設立地に関する企業判断が明確になり保留地処分の可能性や採算性を見極められる26年度までに判断する</li> </ul> | <p>○府費負担額の限度額である605億円を堅持(中長期試算(粗い試算)に織込み済)</p>   |
| 大阪府住宅供給公社      | <p>○ 府及び金融機関からの借入金あわせて1,900億円程度の債務を抱えていることから、平成20年6月に「自立化に向けた10年の取り組み」を策定し、29年度末に借入金残高を1,500億円以下まで縮減することを目標にしています。</p>  | <p>(収支改善の取組み、借入金残高の縮減)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建替事業に伴う再生地処分益の確保や、様々な経営改善策を講じた結果、24年度末における借入金残高目標については達成の見込み(実質借入残高)</li> <li>・公社債の発行については、23年度から格付けによる発行を行い、高金利の借入金の繰上償還を実施し、将来にわたる利息削減を図った</li> <li>・宅地開発資金については、24年4月に516億円を償還し、全額を借り換える予定であったが、再生地の処分や内部留保資金の活用により201億円を償還に充て、債務を圧縮した。また、残りの315億円については、公社債の発行により65億円を調達することにより、金融機関からの借換額を250億円に留めることができた。</li> <li>・(財)大阪府地域支援人権金融公社からの借入金15億円を24年度末に一括繰上償還し、借入金残高の縮減を図った。</li> </ul> | <p>⇒【財政調整基金積立目標額(H33末時点)135億円算入】</p> <p>○「財政健全化法」の将来負担比率考え方を準用し、偶発性リスクとして135億円を算入。</p> <p>※参考 H24末時点試算<br/>120億円</p> |

| 事業名       | 「財政構造改革プラン(H22.10)」の記載内容(抜粋)  | 平成25年度当初予算時点における点検結果   | 財政リスクへの対応  |
|-----------|---|--|--|
| 大阪府土地開発公社 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長期保有資産の計画的処分 <ul style="list-style-type: none"> <li>・先行取得した長期保有資産(5年以上)を計画的に解消するため、長期保有資産解消計画に基づき、長期保有資産の縮減と公社経営の健全化に努めています。</li> </ul> </li> <li>○ 未利用代替地の解消 <ul style="list-style-type: none"> <li>・未利用代替地の地価下落に伴う含み損を、府からの補助金により計画的に処理しています。</li> <li>・残存資産については、平成22年3月末現在では、49.7億円まで減少しており、23年度末までの解消に努めます。この処理にかかる代替地差損処理補助金は38億円が見込まれます。</li> </ul> </li> </ul> | <p>(解消計画に沿った長期保有資産の縮減)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・23年度末の長期保有資産は、約242億円であり、解消計画策定時点(H15)の予定額約392億円と比較して、大幅に解消が進んでいる</li> <li>・34年度までの解消をめざし、今後とも、事業課との連携を図りながら、長期保有資産の計画的な解消に努める</li> </ul> <p>(未利用代替地の販売促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・残りの未利用代替地(1件)である土砂採取跡地(岬町多奈川)について、大阪府土地開発公社が岬町多奈川地区整備促進協議会と連携・協力の結果、24年12月に進出候補事業者と売買契約を締結・処分を行った</li> <li>・また、府が代替地差損処理補助金(約38億円)を執行した</li> <li>※24年度で未利用代替地の処分完了</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○長期保有資産について、計画的に解消に努める。</li> </ul>                                      |
| 大阪府道路公社   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下記を包括した健全化計画を22年度中に策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公社経営の改善を図るため、歳出削減に向けた取組み</li> <li>・増収を図るために利用促進に向けた取組み</li> <li>・健全運営を図るための有料道路制度の改善に向けた取組み</li> <li>・それらを包括した健全化計画を22年度中に策定します。</li> </ul> </li> </ul>  | <p>(「大阪府道路公社経営改善方針(案)」(健全化計画)の策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用実績が計画に満たない路線が存在し、将来建設債務の償還不足が生じる恐れがあることから、維持管理経費の縮減等に取り組むため、22年度実績を反映させた公社経営改善方針を23年度に策定</li> <li>・経営改善に向けた取り組みに対しての成果の検証を行い、25年度に公表予定</li> <li>・今後、経営改善方針を改定する予定であり、引き続き公表していく</li> </ul> <p>(より一層の経営改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「都市圏高速道路等の一体的運営構想」の実現に向け関係機関との協議を進めるとともに、制度改善を国に対し求める</li> <li>・「国と地方の検討会」において、料金体系の一元化、償還スキームの見直し等の検討を25年度までに進めることを確認。引き続き、国及び関係団体と協議を行っていく</li> <li>・更なる経費縮減に向け、高速道路会社との維持管理業務の一体化を図る</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○近年中に料金徴収期間が終了(H28)する鳥飼仁和寺大橋の収支不足分(約34億円)は、公社内の損失補填引当金を充当予定。</li> </ul> |

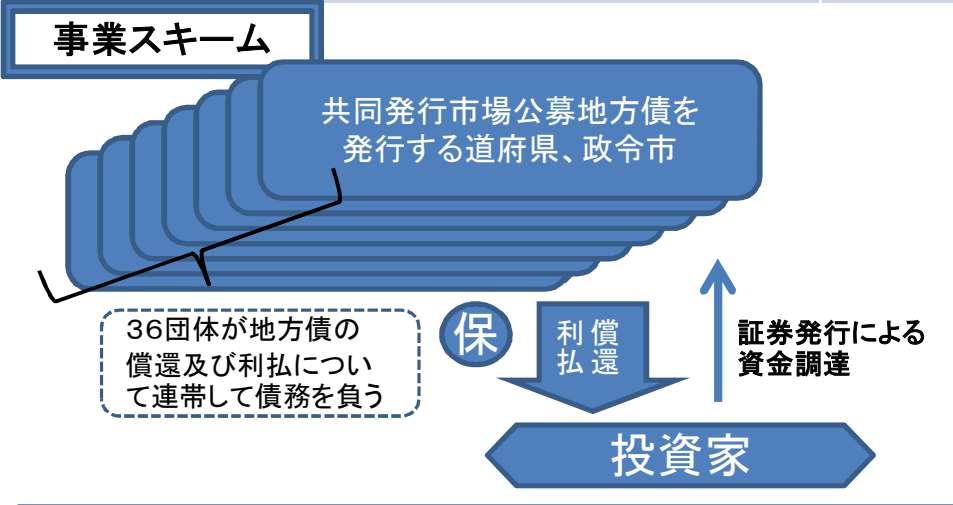
| 事業名                                  | 「財政構造改革プラン(H22.10)」の記載内容(抜粋)  | 平成25年度当初予算時点における点検結果   | 財政リスクへの対応   |
|--------------------------------------|---|--|---|
| (財)大阪府産業基盤整備協会(テクノステージ和泉、津田サイエンスヒルズ) | <p>○ テクノステージ和泉などの産業団地の造成及び管理などを実施している(財)大阪府産業基盤整備協会は、分譲用地の取得等に要した費用を府から借入れ、土地賃貸事業等の収入(約5億円/年)で計画的に返済しており、平成48年度末に完済する予定です。</p> <p>○ しかし、21年6月の総務省指針などを受け、府は、これまで同法人に実施してきた「反復・継続的な単年度貸付」の手法を是正する必要があります。</p> <p>○ このため、同法人への貸付金の早期回収に向けた方策を検討中ですが、法人が保有する賃貸用地は、売却予定価格と実勢価格に乖離があるため、仮に、直ちに全部売却処分しても、府の貸付金は全額回収できない可能性が高い状況にあります。</p> | <p>(法人解散、単年度貸付解消、府損失抑制、事業継承)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・23年8月戦略本部会議にて、府として <ul style="list-style-type: none"> <li>①法人への貸付金を代物弁済で回収する、</li> <li>②法人の解散期日を平成24年度末とする、</li> </ul> </li> <li>・今後は、24年4月以降、法人資産の鑑定評価を実施し、代物弁済資産を精査するなど、法人解散に向けた準備を進めていく</li> </ul> <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・24年7月の戦略本部会議の決定を受け、9月議会において代物弁済用資産の取得(約110.78億円)と債権放棄額(約14.47億円)の関連議案を提出し、可決</li> <li>・25年3月29日付けで賃貸事業用土地の代物弁済を受け、協会との債権債務関係を解消</li> <li>・25年度以降は土地賃貸事業を府で継続しつつ、財団の解散に当たって発行する三セク債(限度額110.78億円)の返済を進めていく</li> <li>・商工会館は、法人の解散と同時に事業廃止し、府に返還後は一般競争入札により早期に売却予定</li> </ul> | <p>○三セク債に係る公債費は、中長期試算(粗い試算)に織込み。</p> <p>○土地賃貸事業による貸付料及び土地売却収入の確保に努めていく。</p>   |
| (財)大阪府育英会                            |   | <p>○大阪府育英会に対して、事業資金借入金の損失補償を行っているが、滞納対策に積極的に取り組むとともに、償還金収入の進捗状況について府に報告を求め、それに沿って事業の見直しを立てていることから、事業に支障を来すことはないと考え</p>   | <p>⇒【財政調整基金積立目標額(H33末時点)240億円算入】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「財政健全化法」の将来負担比率考え方を準用し、偶発性リスクとして240億円を算入。</li> </ul> <p>※参考 H24末時点試算 210億円</p> |

| 事業名           | 「財政構造改革プラン(H22.10)」の記載内容(抜粋) | 平成25年度当初予算時点における点検結果  | 財政リスクへの対応  |
|---------------|------------------------------|---|--|
| (財)大阪産業振興機構   |                              | <p>○大阪産業振興機構に対して、下記事業の損失補償を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模企業者等設備貸与事業損失補償</li> <li>・中小企業等金融新戦略事業</li> </ul> <p>○事業の進捗について、府への報告を求めるなど定期的にチェックをしており、事業に支障を来すことはないとする</p>  | <p>⇒【財政調整基金積立目標額(H33末時点)225億円算入】</p> <p>○「財政健全化法」の将来負担比率考え方を準用し、偶発性リスクとして225億円を算入。</p> <p>※参考 H24末時点試算<br/>225億円</p> |
| 庁舎の整備・改修に係る事業 |                              | <p>○咲洲庁舎については、国(中央防災会議等)から示される知見に基づき耐震対策を再検討することとしているが、国の検討スケジュールが当初の想定より遅れていることから、H24年度に予定していた調査検討をH25年度に行う。検討の結果、抜本的な耐震対策(中間層免震、メガトラス、減築など)が必要となることも考えられる。</p> <p>&lt;金額は、対策手法により変動(例. メガトラスの場合約20億円～30億円、中間層免震の場合約130億円、減築の場合約40億円等)&gt;</p> | <p>○咲洲庁舎の抜本的な耐震対策については、国(中央防災会議等)の知見等を踏まえて検討のうえ、適切に対応していく。</p>   |

### 3 損失補償・債務保証の点検



|     |                            |     |                                  |
|-----|----------------------------|-----|----------------------------------|
| 法人名 | (共同発行市場公募<br>地方債を発行する36団体) | 事業名 | ○地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務<br>(債務保証) |
|-----|----------------------------|-----|----------------------------------|



○スキームの概要  
発行ロットの大型化による流動性の向上、連帯債務方式での発行及びファンドの設置などにより優れた商品性を実現するとともに、安定的な資金調達を行うことを目的として、全国型市場公募地方債を発行する地方公共団体のうち36団体が共同して証券を発行するもの。

○債務保証(連帯債務)の内容  
地方財政法第5条の7の規定に基づく連帯債務であり、36団体の各々が発行額の全額について、償還及び利息の支払いの責任を負うもの。

| 債務保証に係る点検内容          |  |
|----------------------|--|
| 債務を負担する必要性           | 共同発行市場公募地方債の発行に際しては、地方財政法第5条の7の規定により連帯債務を負うことが義務付けられているため                |
| 債務保証に係る事業の採算性        | 地方債は、国の地方財政計画の策定等を通じた元利償還に対する国の財源保障等がなされていることから、参加団体が返済不能となることはないと考えられる。 |
| 保証する損失の範囲            | 共同発行市場公募地方債の総額から府の調達額を除いた額及びその利子額  |
| 保証限度額の妥当性            | 地方財政法第5条の7の規定に基づくもの  |
| 他の保証人その他の担保の有無       | 共同発行市場公募地方債を発行するすべての地方公共団体が相互に連帯債務を負う                                    |
| 債務を負担する場合に財政運営に与える影響 | H25設定額 : 1兆4,370億円<br>(設定残額 14兆240億円)<br>(36団体の各々が発行額の全額の責任を負うもの)        |

**【やむを得ない理由】**  
共同発行市場公募地方債に参加することにより、年間800億円の資金を調達。市場環境によるが、府個別債と比べ、一定低コストで調達可能。  
同債の発行に際しては、地方財政法第5条の7の規定により連帯債務を負うことが義務付けられている。

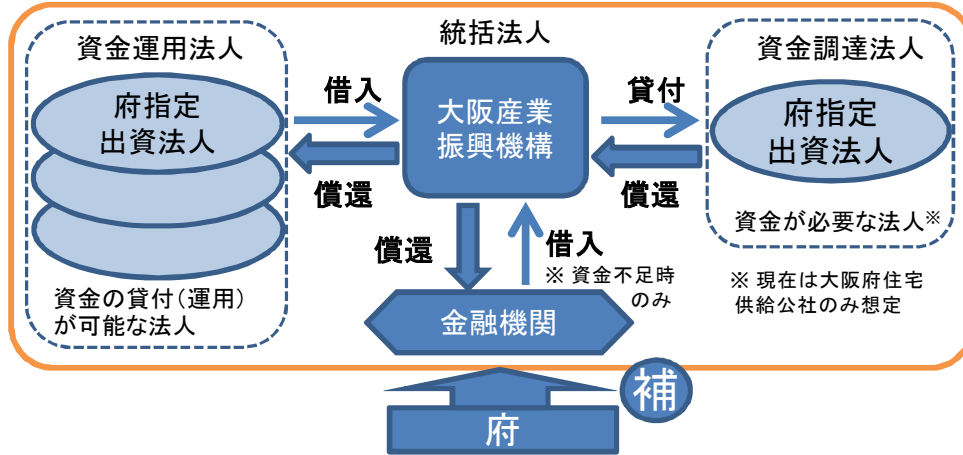
法人名

(公財)大阪産業振興機構  
大阪府住宅供給公社

事業名

○出資法人キャッシュ・マネジメント・システムによる事業資金の借入及び貸付に対する損失補償

事業スキーム



損失補償に係る点検内容

|                      |   |
|----------------------|---|
| 債務を負担する必要性           | 本事業は、府の行政運営と密接な関連性を有する「府指定出資法人」の資金効率の向上を図る有効な手段である。グループ法人の資金集約及び銀行からの資金供給を可能にし、事業スキームを維持するには、府による資金調達法人及び統括法人の信用補完(損失補償)が必要である。 |
| 損失補償に係る事業の採算性        | 本事業の参加法人は、府が要件を定めた上で審査を行い決定している。また、定期的に事業の運営状況や参加法人の財務状況を把握しており、その状況から見て事業の採算性に支障はない。(※資金調達法人である大阪府住宅供給公社の採算性については、別個票に記載)      |
| 補償する損失の範囲            | 資金調達法人及び統括法人が破産等の法的整理手続開始の申立てを受ける等に至った場合に、一定期間当該貸付債権の回収・弁済を行ってもなお資金運用法人(資金運用法人としての統括法人を含む)及び金融機関に残存する未弁済額。                      |
| 補償限度額の妥当性            | 本事業スキームを維持する上で必要かつ効率的・効果的な範囲としている。  |
| 損失の確定時期              | 資金調達法人及び統括法人が破産等の法的整理手続開始の申立てを受ける等に至った場合に、一定期間当該貸付債権の回収・弁済を行ってもなお資金運用法人(資金運用法人としての統括法人を含む)及び金融機関に未弁済額が残存するとき。                   |
| 債務を負担する場合に財政運営に与える影響 | H25設定額 : 160億円<br>(設定残額 160億円)  |

○スキームの概要

府指定出資法人をグループ化し、統括法人(大阪産業振興機構)が各法人の流動性資金等を借り入れることで資金を集約し、必要な法人に貸し付けるもの。グループ内で資金不足が生じた場合は、一時的に金融機関から不足額を借り入れている。本事業により、指定出資法人全体の資金効率を高め、資金調達コストの低減、資金運用益の向上等を図っている。平成24年度から、従来、各々の借入・貸付ごとに付していた損失補償を、システム全体への損失補償に変更。

○損失補償の内容

上記の資金の借入及び貸付に係る償還に対して、府が損失補償を行っている。

法人の財務状況

(平成23年度)

○(公財)大阪産業振興機構

◆貸借対照表

(単位:百万円)

|      |        |        |        |
|------|--------|--------|--------|
| 資産合計 | 96,421 | 負債合計   | 89,441 |
| 流動資産 | 16,862 | 流動負債   | 33,714 |
| 固定資産 | 79,559 | 固定負債   | 55,727 |
|      |        | 正味財産合計 | 6,980  |

◆正味財産増減計算書

|             |    |
|-------------|----|
| 当期経常増減額     | 20 |
| 当期経常外増減額    | 12 |
| 当期一般正味財産増減額 | 32 |
| 当期指定正味財産増減額 | 58 |

○大阪府住宅供給公社

◆貸借対照表

(単位:百万円)

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 資産合計 | 258,294 | 負債合計 | 219,629 |
| 流動資産 | 17,759  | 流動負債 | 59,181  |
| 固定資産 | 240,536 | 固定負債 | 160,448 |
|      |         | 資本合計 | 38,665  |

◆損益計算書 (単位:百万円)

|      |       |
|------|-------|
| 営業利益 | 5,956 |
| 経常利益 | 4,956 |
| 当期利益 | 2,758 |

【やむを得ない理由】

損失補償がなければ、グループ法人の資金集約及び銀行からの資金供給が困難となり、事業スキームが維持できないため。



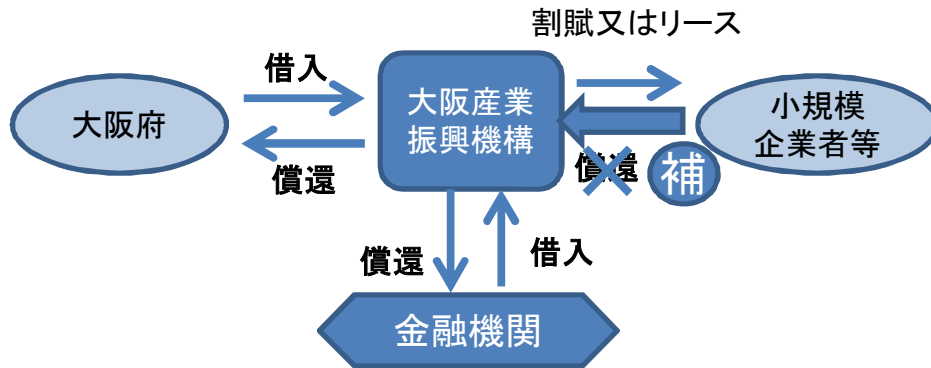
法人名

(公財)大阪産業振興機構

事業名

○小規模企業者等設備貸与事業損失補償

事業スキーム



○スキームの概要

小規模企業者等の創業や経営基盤強化に必要な設備の導入を促進するため(公財)大阪産業振興機構が下記の事業を行うもの。  
 設備貸与事業(長期低利で割賦販売又はリース)を行う制度。必要となる資金は、府及び金融機関からの借入によりまかなっている。

○損失補償の内容

小規模企業者等が、(公財)大阪産業振興機構に対して、債務不履行が生じた場合、府が損失補償を行う。

損失補償に係る点検内容

|                      |   |
|----------------------|---|
| 債務を負担する必要性           | 小規模企業者等の創業や経営基盤強化に必要な設備投資を支援するための制度であり、府として事業の必要性が高く、貸与機関である(公財)大阪産業振興機構が事業を円滑に行うには府の損失補償が必要。 |
| 損失補償に係る事業の採算性        | 当該事業の進捗状況は、毎月報告を受けており、事故等の発生時に随時報告を受けていることから、事業の円滑な実施に支障を来すことはないと考えられる。                       |
| 補償する損失の範囲            | 基準日までに生じた未収債権のうち、被貸与者からの保証金の残額や(公財)大阪産業振興機構の貸倒引当金等の額を差し引いたもの。(限度額:事業費の10%)                    |
| 補償限度額の妥当性            | 府の行政目的の効率的かつ効果的な達成を図る観点から、妥当な範囲としている  |
| 損失の確定時期              | 未収債権が基準日においても回収できる見込みがないとき。   |
| 債務を負担する場合に財政運営に与える影響 | H25設定額 : 3億円<br>(設定残額 30億6,000万円)   |

法人の財務状況

(平成23年度)

◆貸借対照表

(単位:百万円)

|      |        |        |        |
|------|--------|--------|--------|
| 資産合計 | 96,421 | 負債合計   | 89,441 |
| 流動資産 | 16,862 | 流動負債   | 33,714 |
| 固定資産 | 79,559 | 固定負債   | 55,727 |
|      |        | 正味財産合計 | 6,980  |

◆正味財産増減計算書

|             |    |
|-------------|----|
| 当期経常増減額     | 20 |
| 当期経常外増減額    | 12 |
| 当期一般正味財産増減額 | 32 |
| 当期指定正味財産増減額 | 58 |

【やむを得ない理由】

府の損失補償がない場合、貸与機関である産振機構における事業スキームに多大な影響が生じる恐れがあるため。

|     |         |     |  |      |
|-----|---------|-----|--|------|
| 法人名 | 大阪府道路公社 | 事業名 | ○大阪府道路公社事業資金借入金<br>○大阪府道路公社有料道路整備資金借入金<br>○大阪府道路公社有料道路整備事業資金借入金<br>○大阪府道路公社有料道路整備事業無利子資金借入金<br>○大阪府道路公社街路事業資金借入金 | 債務保証 |
|-----|---------|-----|--|------|

### 事業スキーム



○スキームの概要  
道路公社が行う有料道路事業は、国等から有料道路の建設・整備や運営に必要な経費について借入れを行い、完成した道路からの通行料金徴収により償還を賄う制度。

○債務保証の内容  
国、地方公共団体金融機関、その他金融機関等からの借入について府が債務保証を行う。

### 債務保証に係る点検内容

|                      |  |
|----------------------|--|
| 債務を保証する必要性           | 有料道路の建設・整備を行い、完成した道路からの通行料金徴収により賄う制度であり、府として事業の必要性が高く、安定的かつ有利な金融機関等からの資金調達には府の債務保証が必要。 |
| 債務保証に係る事業の採算性        | 各路線ごとの収支やそれを踏まえた経営改善計画などを府に報告するよう求めている。今後とも計画の進捗管理を府として確認することとしている。                    |
| 保証する損失の範囲            | 道路公社が一部又は全部の債務を履行しない場合に残存する債務  |
| 保証限度額の妥当性            | 府の行政目的の効率的かつ効果的な達成を図る観点から、妥当な範囲としている   |
| 他の保証人その他の担保の有無       | 無  |
| 債務を負担する場合に財政運営に与える影響 | H25設定額：70億円<br>(設定残額 1,140億288万6千円)  |

### 法人の財務状況 (平成23年度)

|                 |         |
|-----------------|---------|
| ◆貸借対照表 (単位:百万円) |         |
| 資産合計            | 288,828 |
| 流動資産            | 5,218   |
| 固定資産            | 283,610 |
| 負債合計            | 187,881 |
| 流動負債            | 2,819   |
| 固定負債            | 185,062 |
| 正味資産合計          | 100,946 |
| ◆収支の状況 (単位:百万円) |         |
| 事業活動収支差         | 4,621   |
| 投資活動収支差         | 0       |
| 財務活動収支差         | ▲ 5,847 |
| 当期収支差           | ▲ 1,226 |

**【やむを得ない理由】**  
府の債務保証がない場合、金融機関等からの円滑な資金供給が行われず、事業スキームに多大な影響が生じる恐れがあるため。

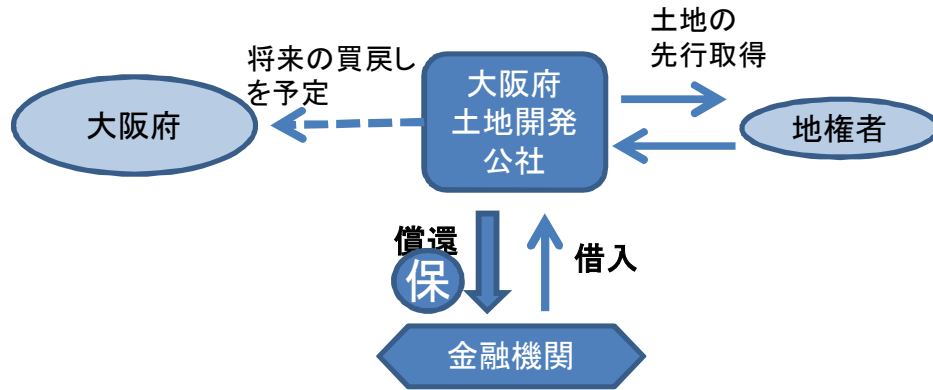
法人名

大阪府土地開発公社

事業名

○公共用地取得事業資金借入金に対する債務保証

**事業スキーム**



○スキームの概要

府が地域の秩序ある整備と府民福祉の増進に寄与することを目的に行う公共事業に必要な用地を先行取得するもの。必要な資金は金融機関から借入れる。

○債務保証の内容

金融機関からの借入に対する償還について府が債務保証を行う。

**債務保証に係る点検内容**

|                      |   |
|----------------------|---|
| 債務を負担する必要性           | 公共事業に必要な土地を先行取得するための制度であり、府として事業の必要性が高く、安定的かつ有利な金融機関からの資金調達には府の債務保証が必要。 |
| 債務保証に係る事業の採算性        | 期限を決めて府が買い戻すこととしているため、府が契約を履行する限り採算性に支障を来すことはない。                        |
| 保証する損失の範囲            | 土地開発公社が一部又は全部の債務を履行しない場合に残存する債務   |
| 保証限度額の妥当性            | 府の行政目的の効率的かつ効果的な達成を図る観点から、妥当な範囲としている                                    |
| 他の保証人その他の担保の有無       | 無   |
| 債務を負担する場合に財政運営に与える影響 | H25設定額：77億5,140万4千円<br>(設定残額 523億1,756万4千円)                             |

**法人の財務状況**

(平成23年度)

◆貸借対照表

(単位:百万円)

|      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|
| 資産合計 | 37,331 | 負債合計 | 36,377 |
| 流動資産 | 37,307 | 流動負債 | 7,153  |
| 固定資産 | 24     | 固定負債 | 29,224 |
|      |        | 資本合計 | 954    |

◆損益計算書

(単位:百万円)

|           |        |
|-----------|--------|
| 当期収入合計    | 16,253 |
| 前年度繰越収支差額 | 0      |
| 当期支出合計    | 16,244 |
| 当期純利益     | 9      |

**【やむを得ない理由】**

府の債務保証がない場合、金融機関からの円滑な資金供給が行われず、事業スキームに多大な影響が生じる恐れがあるため。

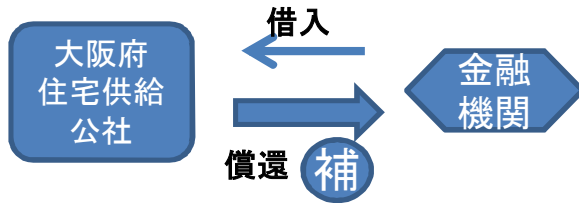
法人名

大阪府住宅供給公社

事業名

- ①大阪府住宅供給公社事業損失
- ②大阪府住宅供給公社賃貸住宅建設資金等借入

### 事業スキーム



#### ○スキームの概要

住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与するとともに、秩序ある住宅市街地の開発に資するため、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給する事業。

#### ○損失補償の内容

公社の金融機関からの借入の償還に対する損失補償

※出資法人キャッシュ・マネジメント・システムによる事業資金の借入及び貸付に対する損失補償による事業資金の借入分はP.2参照

### 法人の財務状況

(平成23年度)

#### ◆貸借対照表

(単位:百万円)

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 資産合計 | 258,294 | 負債合計 | 219,629 |
| 流動資産 | 17,759  | 流動負債 | 59,181  |
| 固定資産 | 240,536 | 固定負債 | 160,448 |
|      |         | 資本合計 | 38,665  |

#### ◆損益計算書

|      |       |
|------|-------|
| 営業利益 | 5,956 |
| 経常利益 | 4,956 |
| 当期利益 | 2,758 |

### 損失補償に係る点検内容

|                      |  |
|----------------------|--|
| 債務を負担する必要性           | 居住環境の良好な集団住宅及びその宅地を供給する事業であり、府として事業の必要性が高く、安定的かつ有利な金融機関からの資金調達には府の損失補償が必要。 |
| 損失補償に係る事業の採算性        | 公社全体の借入金の償還計画が策定されており、府がこの計画性を確認しているため、事業に支障を来すことはないと考え。                   |
| 補償する損失の範囲            | 弁済期限又は住宅供給公社が破産、民事再生等の法的整理手続開始の申し立てを受けた時点から一定期間後に保有処分の弁済を行っても残存する未弁済額      |
| 補償限度額の妥当性            | 府の行政目的の効率的かつ効果的な達成を図る観点から、妥当な範囲としている                                       |
| 損失の確定時期              | 弁済期限又は住宅供給公社が破産、民事再生等の法的整理手続開始の申し立てを受けた時点から一定期間後に保有処分の弁済を行っても未弁済額が残存する場合   |
| 債務を負担する場合に財政運営に与える影響 | H25設定額 : 65億8,500万円<br>(設定残額 952億328万円)                                    |

#### 【やむを得ない理由】

府の損失補償がない場合、金融機関からの円滑な資金供給が行われず、事業スキームに多大な影響が生じる恐れがあるため。